



指導資料

初めて通級による指導を担当する先生のための ハンドブック



平成27年 3 月

栃木県総合教育センター

まえがき

通級による指導は、通常の学級に在籍している障害の軽い児童生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、当該児童生徒の障害の状態に応じた特別な指導を特別な場（通級指導教室）で行う指導形態です。

通常の学級における指導に併せて通級による指導を行う際には、児童生徒が通常の学級の中で、本来もっている力を最大限に発揮し、自信を育てられるようにすることを目指して、指導に当たることが大切です。

このハンドブックは、初めて通級による指導を担当する先生のために、基本的な考え方をはじめ、教室経営や指導の実際、担任及び保護者との連携等について、具体的な内容を盛り込み作成いたしました。

本書に併せ、「特別支援学級及び通級による指導 教育課程編成の手引」（栃木県教育委員会）を御活用いただき、教育課程の編成に関する法的な根拠等についても理解を図っていただければ幸いです。

最後に、本書の作成に御協力いただきました委員の方々に深く感謝申し上げます。

平成27年3月

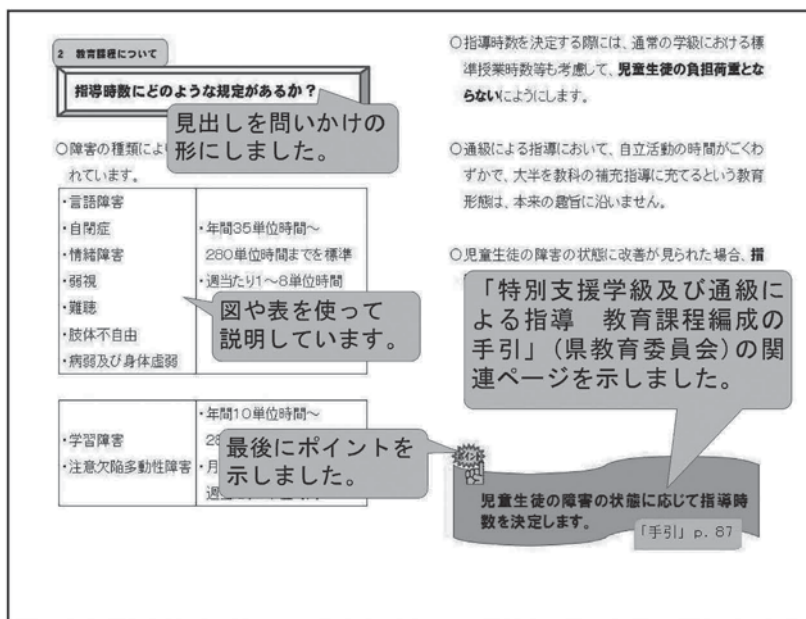
栃木県総合教育センター所長

長野 誠

目 次

○通級による指導の基礎的知識	1
○通級指導教室経営の実際	49
○通級による指導の実際	
・言語障害のある児童生徒	61
・自閉症等のある児童生徒	79
○通常の学級の担任や教科担任、保護者等との連携	93
○参考文献	107

本ハンドブックの構成



本ハンドブック内の表記について

本ハンドブックでは、「通級による指導の担当教員」を「通級担当教員」と表記します。

通級による指導の基礎的知識

1	特別支援教育について	
	・ 特別支援教育とはどのような教育か？	2
	・ 通級による指導とはどのような学びの場か？	4
2	教育課程について	
	・ 通級による指導の教育課程を編成する際の留意点は？	6
	・ 「特別の教育課程」の内容とは？	8
	・ 各障害種ごとの指導内容例は？	10
	言語障害、自閉症、情緒障害、難聴、 学習障害、注意欠陥多動性障害	
	・ 指導時数にどのような規定があるか？	18
	・ 時間割編成の留意点は？	20
3	自立活動について	
	・ 自立活動とはどのような教育活動か？	22
	・ 自立活動の6区分26項目とは？	24
	・ 自立活動の「1 健康の保持」とは？	26
	・ 自立活動の「2 心理的な安定」とは？	28
	・ 自立活動の「3 人間関係の形成」とは？	30
	・ 自立活動の「4 環境の把握」とは？	32
	・ 自立活動の「5 身体の動き」とは？	34
	・ 自立活動の「6 コミュニケーション」とは？	36
	・ 自立活動の具体的な指導内容を決める際の 留意点は？	38
4	個別の指導計画について	
	・ 個別の指導計画の役割は？	40
	・ 実態把握や目標を設定する際の留意点は？	42
	・ 指導に当たっての留意点は？	45
	・ 評価・改善に当たっての留意点は？	46

特別支援教育とはどのような教育か？

○特別支援教育は、障害のある児童生徒の**自立や社会参加**に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の**教育的ニーズ**を把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、**適切な指導及び必要な支援**を行う教育です。

○知的な遅れのない発達障害も含め、**特別な支援を必要とする児童生徒が在籍する全ての学校**において実施される教育です。

<障害の種類と学びの場>

通常の学級

視覚障害 聴覚障害 知的障害 肢体不自由 病弱・身体虚弱
言語障害 自閉症 情緒障害 学習障害 注意欠陥多動性障害

通級による指導

(知的障害以外の障害に対して、特別な指導〔自立活動の指導〕
を行う必要がある場合のみ、通常の学級の教育に併用する)

特別支援学級

視覚障害 聴覚障害 知的障害 肢体不自由
病弱・身体虚弱 言語障害 自閉症・情緒障害
(小・中学校学習指導要領を基本に、
自立活動の領域を加えて教育課程を編成)

特別支援学校

視覚障害 聴覚障害 知的障害 肢体不自由 病弱
(特別支援学校学習指導要領に基づいて教育課程を編成)



障害のある児童生徒のための多様な
学びの場があります。

通級による指導とはどのような 学びの場か？

○次ページの表の「通常の学級（通級による指導）」の欄には、対象となる児童生徒の障害の程度が示されています。表には、「**通常の学級での学習におおむね参加でき一部特別な指導を必要とするもの**」と記されています。

「授業におおむね参加できる」とは、障害のない他の児童生徒と同じように、その学級での学習をほぼ支障なく行っていくことができる状態です。

○障害の状態により、特別の指導を多くの時間で行わなければならない場合には、特別支援学級での学びが適切です。

○通級による指導は、**対象となる児童生徒が通常の学級の中で、本来もっている力を最大限に発揮し、自信を育てられるようにすることを目指しています。**

特別支援学校、特別支援学級、通常の学級(通級による指導)の対象となる障害の程度

栃木県教育委員会特別支援教育部

	特別支援学校	特別支援学級	通常の学級	
			通級による指導	
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも	左記に掲げる程度に達しないもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも	"
知的障害者	一 知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のも 二 知的発達に遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なも	知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも		"
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	肢体不自由の程度が、通常の学級の学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも	"
病弱者	一 慢性的呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のも 二 身体虚弱的状態が継続して生活規制を必要とする程度のも	一 慢性的呼吸器疾患その他の疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも 二 身体虚弱的状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも	病弱又は身体虚弱的程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも	"
言語障害者		口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも	"
自閉症者		一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも	"
情緒障害者		二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも	"
学習障害者			全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので一部特別な指導を必要とする程度のも	"
注意欠陥多動性障害者			年齢又は発達に不釣り合いな注意力又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のも	"
根拠	学校教育法施行令第22条の3	「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成25年10月4日付け25文科初第756号) 「教育支援資料 ～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」(平成25年10月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育部)		

通級による指導の教育課程を編成 する際の留意点は？

○通級による指導は、小・中学校において、**各教科等の授業は通常の学級で受けつつ、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための特別な指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育の形態です。**

○対象となる障害は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、肢体不自由、病弱及び身体虚弱、学習障害、注意欠陥多動性障害のある児童生徒です。**特別の教育課程を編成して指導を行います。**

知的障害のある児童生徒は、通級による指導の対象にはなりません。

○学習障害、注意欠陥多動性障害については、通級による指導の対象とするまでもなく、**通常の学級における教員の適切な配慮や指導の工夫等**で対応することがより適切な場合も多いことに十分留意する必要があります。

○他校（小・中学校、聾学校）に通って通級による指導を受ける場合は、在籍校の校長がその授業を自校の授業とみなすことができます。

○通級による指導により障害の状態が改善され、**通常の学級でほぼ支障なく授業を受けることができるようになった場合には、指導を終了**します。



通級による指導は対象となる障害が決まっています。

「手引」 p. 85

「特別の教育課程」の内容とは？

○通級による指導では、**障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導(自立活動に相当する内容を有する指導)**を行います。

ただし、特に必要があるときには、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導(各教科の補充指導)を行うことも認められています。各教科の補充指導を行う場合、教育課程上の取扱い
は自立活動となります。

例えば、学習障害のある児童生徒の障害の状態に応じて、国語の教科書の文をゆっくり確認しながら音読の練習をしたり、算数の学び方を学んだりする
場合が各教科の補充指導に当たります。単なる教科の遅れを補充する指導は、これに該当しません。

○特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に規定されている自立活動の目標や内容を参考に学習活動を行います。

○通級による指導で行う自立活動に相当する指導は、**個別指導が基本**です。指導の目標を達成する上で効果的である場合には、小集団を構成して指導することも考えられます。

通級による指導の指導計画は個別に作成されることが基本です。最初から集団で指導することを前提としたものではないことに留意しましょう。



特別の教育課程とは、自立活動に相当する内容の指導を行うことです。

「手引」 p. 87

各障害種ごとの指導内容例は？

言語障害

○指導の対象となる障害の程度

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

○構音の改善にかかわる指導

- ・正しい音の認知や模倣に関する指導
- ・口や舌などの動きの調整に関する指導
- ・発音・発語の指導

○話し言葉の流ちょう性を改善する指導

- ・子どもの興味・関心に応じた自由な遊びや会話をとおして、楽に話す指導

自閉症

○指導の対象となる障害の程度

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

○円滑なコミュニケーションのための知識・技能を身に付けるための指導

- ・実際の生活や学習で生かせるようにする指導
- ・学校の決まりや適切な人間関係を維持するための社会的ルールの理解を目指した指導



情緒障害

○指導の対象となる障害の程度

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

○情緒障害の状態になった時期や、その要因などに応じた指導

- ・相談を中心とし、児童生徒との信頼関係を築く指導
- ・学校生活等の緊張を和らげるための指導
- ・学習空白による遅れなどを補いながら心理的な不安定の解消を図り、自信を回復する指導



○指導の対象となる障害の程度

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

○保有する聴力の活用を優先した指導

- ・補聴器等を適切に装着する指導
- ・聴く態度の育成、聞き取りの練習、音声の聴取及び弁別の指導

○言語指導

- ・日常の話し言葉の指導
- ・語いの拡充や言語概念の形成を図る指導
- ・日記等の書き言葉の指導

○通常の学級における学習や生活を円滑に行うための指導

- ・自分のよさに気づいたり自信がもてるようにしたりして心理的な安定を図る指導
- ・メモ帳やホワイトボード等を使って意思を伝え合う指導

学習障害

○指導の対象となる障害の程度

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

○聞くことの指導

- ・興味・関心のある題材等を活用して注意を持続させたり、音量に配慮したりして、注意深く話を聞かせる指導

○話すことの指導

- ・あらかじめ話したい内容をメモしておくなどの工夫をし、書かれたものを見ながら自信をもって話をさせる指導

○読むことの指導

- ・書いてある文字をゆっくり見極めながら音読する指導や漢字やアルファベットを大きく表すなどして、細かな形の違いを見極めながら読む指導
- ・指示語の理解を図る指導や書かれた事実を正確にとらえさせる指導、図解して主題や要点をとらえさせる指導

○書くことの指導

- ・間違えやすい漢字やアルファベットを例示するなどして
本人に意識させながら正確に書く指導
- ・経験を思い出しながらメモし、それを見ながら文章を書く
指導

○計算することの指導

- ・身近な事象をもとに、数概念を形成する指導や数概念
を確認しながら計算力を高める指導
- ・文章の内容を図示するなどしてその意味を理解させな
がら文章題を解く指導

○推論することの指導

- ・図形を弁別する指導や空間操作能力を育てる指導
- ・算数や数学で使われる用語(左右、幅、奥行き等)を理
解させる指導
- ・位置関係を理解させる指導



注意欠陥多動性障害

○指導の対象となる障害の程度

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のものである。

○不注意な間違いを減らすための指導

- ・いくつかの情報の中から必要なものに注目する指導
- ・作業が終わったら必ず確認することを習慣付ける指導

○注意を集中し続けるための指導

- ・一つの課題をいくつかの段階に分割して、視覚的に課題の見通しを確認できるようにする指導

○指示に従って、課題や活動をやり遂げるための指導

- ・指示の内容が分からない時には助けを求める指導
- ・課題の内容や活動の量の工夫を行い、最後までやり遂げることができるようにする指導

○忘れ物を減らすための指導

- ・児童生徒に合ったメモの仕方を学ばせ、忘れやすいものを所定の場所に入れるなどの指導
- ・家庭と連携しながら決まりごとを理解させ、それを徹底することにより定着を図る指導

○順番を待ったり、最後までよく話を聞いたりするための指導

- ・決まりごとの内容と意義を理解させ、それらの徹底を図る指導



児童生徒のつまずきの要因を明らかにして指導することが大切です。

指導時数にどのような規定があるか？

○障害の種類により、以下のように指導時数が決められています。

・言語障害 ・自閉症 ・情緒障害 ・弱視 ・難聴 ・肢体不自由 ・病弱及び身体虚弱	・年間35単位時間～ 280単位時間までを標準 ・週当たり1単位時間～ 8単位時間
---	--

・学習障害 ・注意欠陥多動性障害	・年間10単位時間～ 280単位時間までを標準 ・月当たり1単位時間～ 週当たり8単位時間
---	--

○指導時数を決定する際には、通常の学級における標準授業時数等も考慮して、**児童生徒の負担荷重とならないように**します。

○通級による指導において、自立活動の時間がごくわずかで、大半を教科の補充指導に充てるという教育形態は、本来の趣旨に沿いません。

○児童生徒の障害の状態に改善が見られた場合、**指導時数を減らす**ことができます。



児童生徒の障害の状態に応じて指導時数を決定します。

「手引」 p. 87

時間割編成の留意点は？

○児童生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な指導時数を**通常の学級の担任と通級担当教員が話し合い**、通級による指導が可能な曜日や時間を決定します。

通級による指導のために、特定の教科や道徳、特別活動等の**内容の全てが履修できなくなることを避けます**。

○他校通級では、1校時に通級による指導を受けてから在籍校に登校する場合や、在籍校での授業終了後に6校時・7校時として指導を受ける場合があります。

○在籍校と通級による指導を受ける学校までの送迎は保護者が行います。

通級指導教室の時間割の例

通級担当教員が22名の児童を指導する場合

①～⑬: 自校通級 14～22 : 他校通級

	月	火	水	木	金
1校時		14	15	16	17
2校時	①	⑥	⑨		⑬
3校時	②	⑦	⑩	⑪	②
4校時	③	⑧		⑫	③
5校時	④		18	①	
6校時	⑤	19			
7校時		20		21	22

※週2回の指導: ①～③

週1回の指導: ④～⑬、14～22



特定の教科や道徳、特別活動等の
内容の全てが履修できなくなることを
避けるように時間割を編成します。

自立活動とはどのような教育活動か？

- 自立活動は、特別支援学校の指導領域の一つです。
特別支援学校学習指導要領には、自立活動の目標が次のように示されています。

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

目標で述べられている「自立」とは、児童生徒がそれぞれの障害の状態や発達の段階等に応じて、**主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすることを意味しています。**

○自立活動の指導では、主体的に自分の力を発揮し、よりよく生きていこうとする**児童生徒の意欲を引き出すことが大切です。**

○学習指導要領に示されている自立活動の内容は、6区分26項目から成り立っています。



自立活動は、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動です。

自立活動の6区分26項目とは？

○学習指導要領に示されている自立活動の内容は、「人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素」と「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素」を多数の具体的な指導内容から抽出したものです。その中の代表的な要素を「項目」として26項目示し、さらに「健康の保持」「心理的な安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「身体の動き」及び「コミュニケーション」の6つの区分に分類・整理したものです。

1 健康の保持

- (1)生活リズムや生活習慣の形成に関すること
- (2)病気の状態の理解と生活管理に関すること
- (3)身体各部の状態の理解と養護に関すること
- (4)健康状態の維持・改善に関すること

2 心理的な安定

- (1)情緒の安定に関すること
- (2)状況の理解と変化への対応に関すること
- (3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること

3 人間関係の形成

- (1)他者とのかかわりの基礎に関すること
- (2)他者の意図や感情の理解に関すること
- (3)自己の理解と行動の調整に関すること
- (4)集団への参加の基礎に関すること

4 環境の把握

- (1)保有する感覚の活用に関すること
- (2)感覚や認知の特性への対応に関すること
- (3)感覚の補助及び代行手段の活用に関すること
- (4)感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること
- (5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること

5 身体の動き

- (1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること
- (2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること
- (3)日常生活に必要な基本動作に関すること
- (4)身体の移動能力に関すること
- (5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること

6 コミュニケーション

- (1)コミュニケーションの基礎的能力に関すること
- (2)言語の受容と表出に関すること
- (3)言語の形成と活用に関すること
- (4)コミュニケーション手段の選択と活用に関すること
- (5)状況に応じたコミュニケーションに関すること

自立活動の「1 健康の保持」とは？

○生命を維持し、日常生活を行うために必要な身体
の健康状態の維持・改善を図る内容です。

(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること

体温の調節、覚醒と睡眠など健康状態の維持・
改善に必要な生活のリズムを身に付けること、食
事や排せつなどの生活習慣の形成、衣服の調節、
室温の調節や換気、感染予防のための清潔の保持
など健康な生活環境の形成を図ることです。

(2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること

自分の病気の状態を理解し、その改善を図り、
病気の進行の防止に必要な生活様式について理解
を深め、それに基づき生活の管理ができるように
することです。

(3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること

病気や事故等による神経、筋、骨、皮膚等の身体各部の状態を理解し、その部位を適切に保護したり、症状の進行を防止したりできるようにすることです。

(4) 健康状態の維持・改善に関すること

障害があることにより、運動量が少なくなったり、体力が低下したりすることを防ぐために、日常生活における適切な健康の自己管理ができるようにすることです。

○通級による指導では、次のような指導が考えられます。

周囲のことに気が散りやすく整理・整頓などの習慣が身に付いていない児童生徒に対し、負担過重とならない程度の課題を設定し、それらに取り組むよう指導する。

口蓋裂の既往歴のある児童生徒に対して、丁寧な歯磨きを心掛けさせ、自ら健康管理ができるよう指導する。

自立活動の「2 心理的な安定」とは？

○自分の気持ちや情緒をコントロールして、変化する状況に適切に対応するとともに、障害によって起こる学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲の向上を図る内容です。

(1) 情緒の安定に関すること

情緒の安定を図ることが困難な児童生徒が、安定した情緒の下で生活できるようにすることです。

(2) 状況の理解と変化への対応に関すること

場所や場面の状況を理解して心理的抵抗を軽減したり、変化する状況を理解して適切に対応したりするなど、行動の仕方を身に付けられるようにすることです。

(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること

自分の障害の状態を理解したり、受容したりして、積極的に障害による学習上又は生活上の困難を改善

- ・克服しようとする意欲の向上を図ることです。

○通級による指導では、次のような指導が考えられます。

自分の行動を注意されたときに、反発して興奮を静められなくなる児童生徒の場合、自分を落ち着かせることができる場所へ移動してその興奮を静めることや興奮を収める方法があることを教え、それらが実際にできるよう指導する。

失敗経験から自信を失ったり情緒が不安定になりやすかったりする児童生徒の場合、自分のよさに気付かせたり自信がもてるように励ましたりして、活動への意欲が高まるよう指導する。

選択性かん黙の児童生徒に対して、本人が安心して参加できる集団構成や活動内容等を工夫したり、教師が付き添って適切な援助を行ったりするなどして、情緒の安定を図りながら、それぞれの場面に対応できるよう指導する。

吃音のある児童生徒に対して教師との良好な関係を築き、気持ちを楽にして話せるよう指導したり、自分の得意なことに気付かせて自信をもたせたりするなどして、吃音を自分なりに受け止め、積極的に学習等に取り組めるよう指導する。

自立活動の「3 人間関係の形成」とは？

○自他の理解を深め、対人関係を円滑にし、集団参加の基盤を培う内容です。

(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること

他者に対する基本的な信頼感をもち、他者からの働き掛けを受け止めて、それに応ずることができるようにすることです。

(2) 他者の意図や感情の理解に関すること

他者の意図や感情を理解し、場に応じた適切な行動をとることができるようにすることです。

(3) 自己の理解と行動の調整に関すること

自分の得意なことや不得意なこと、自分の行動の特徴などを理解し、集団の中で状況に応じた行動ができるようにすることです。

(4) 集団への参加の基礎に関すること

集団の雰囲気に合わせてたり、集団に参加するための手順やきまりを理解したりして、遊びや集団活動などに積極的に参加できるようにすることです。

○通級による指導では、次のような指導が考えられます。

言葉を字義通りに受け止めてしまうため、行動や表情に表れている相手の真意を読み取ることが難しい児童生徒に対して、生活の様々な場面を想定し、その場面での相手の言葉や表情等から気持ちや考えを推測するよう指導する。

課題に取り組んでもできなかった経験などから自己に肯定的な感情をもつことができない状態に陥っている児童生徒に対して、成就感を味わうことができるような活動を設定するとともに、自己を肯定的にとらえる感情が高められるよう指導する。

友達との会話の背景や経過を類推することが難しく、集団活動に積極的に参加できない児童生徒に対して、日常的によく使われる友達同士の言い回しや分からないときの尋ね方などを指導する。

自立活動の「4 環境の把握」とは？

○感覚を有効に活用し、空間や時間などの概念を手掛かりとして、周囲の状況を把握したり、環境と自己との関係を理解したりして的確に判断し、行動できるようにする内容です。

(1) 保有する感覚の活用に関すること

保有する視覚、聴覚、触覚などの感覚を十分に活用できるようにすることです。

(2) 感覚や認知の特性への対応に関すること

児童生徒の感覚や認知の特性を踏まえ、自分に入ってくる情報を適切に処理できるようにするとともに、特に感覚の過敏さや認知の偏りなどの、個々の特性に適切に対応できるようにすることです。

(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること

保有する感覚器官を用いて状況を把握しやすくするよう各種の補助機器を活用できるようにしたり、他の感覚や機器での代行が的確にできるようにしたりすることです。

(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること

いろいろな感覚器官やその補助及び代行手段を総合的に活用して、情報を収集したり、環境の状況を把握したりして、的確な判断や行動ができるようにすることです。

(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること

ものの機能や属性、形、色、音が変化する様子、空間・時間等の概念の形成を図ることによって、それを認知や行動の手掛かりとして活用できるようにすることです。

○通級による指導では、次のような指導が考えられます。

聴覚や触覚の過敏さのためにある刺激を不快に感じたり、それによって混乱状態に陥ってしまったりする児童生徒に対して、原因となる音や感触を自ら避けたり慣れたりできるよう指導する。

位置関係の認知が困難で漢字や図形を正しく書くことができない児童生徒に対して、認知の特性に応じた指導方法を工夫し、苦手な課題が少しずつ改善できるよう指導するとともに、自分の得意な方法を活用して課題に取り組めるよう指導する。

左右などの概念を理解することが難しい児童生徒の場合、体験的な活動で「右」「左」という言葉と関連付けながら指導し、位置や方向に対する概念の形成が図れるようにする。

自立活動の「5 身体の動き」とは？

○日常生活や作業に必要な基本動作を習得し、生活の中で適切な身体の動きができるようにする内容です。

(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること

日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化などを図ることです。

(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること

様々な補助用具等の補助的手段を活用して姿勢の保持や各種の運動・動作ができるようにすることです。

(3) 日常生活に必要な基本動作に関すること

食事、排せつ、衣服の着脱、洗面、入浴などの身辺処理及び書字、描画等の学習のための動作な

どの基本動作を身に付けることができるようにすることです。

(4) 身体の移動能力に関すること

自力での身体移動や歩行、歩行器や車いすによる移動など、日常生活に必要な移動能力の向上を図ることです。

(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること

作業に必要な基本動作を習得し、その巧緻性や持続性の向上を図るとともに、作業を円滑に遂行する能力を高めることです。

○通級による指導では、次のような指導が考えられます。

自分でも気付かない間に座位や立位の姿勢が大きく崩れてしまう児童生徒に対して、姿勢保持のチェックポイントを示し、自分でも確認できるよう指導する。

物事に集中して取り組むことが難しい児童生徒に対して、周囲の環境を整えて情緒の安定が図れるよう指導したり、注目させたい部分を視覚でとらえやすいよう色を変えて提示したりする。

微細な運動に困難のある児童生徒に対して、興味や関心をもっていることを生かしながら、道具等を使って手指を動かす体験を積み重ねられるよう指導する。

自立活動の「6 コミュニケーション」とは？

○場や相手に応じて、コミュニケーションを円滑に行うことができるようにする内容です。

(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること

児童生徒の障害の種類や程度、興味・関心等に応じて、表情や身振り、各種の機器などを用いて意思のやりとりが行えるようにするなど、コミュニケーションに必要な基礎的な能力を身に付けられるようにすることです。

(2) 言語の受容と表出に関すること

話し言葉や各種の文字・記号等を用いて、相手の意図を受け止めたり自分の考えを伝えたりするなど、言語を受容し表出することができるようにすることです。

(3) 言語の形成と活用に関すること

コミュニケーションを通して、事物や現象、自己の行動等に対応した言語の概念の形成を図り、体系的な言語を身に付けられるようにすることです。

(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること

話し言葉や各種の文字・記号、機器等のコミュニケー

ション手段を適切に選択・活用し、コミュニケーションが円滑にできるようにすることです。

(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること

場や相手の状況に応じて、主体的なコミュニケーションを展開できるようにすることです。

○通級による指導では、次のような指導が考えられます。

話を聞く態度が身に付いていない児童生徒に対して、話す人を見たりうなずきながら話を聞いたりできるよう指導する。

言語障害のある児童生徒に対して、音を弁別する力や自分の発音をフィードバックする力、構音運動を調整する力等が高められるよう指導する。

吃音のある児童生徒に対して、吃音にとらわれずに自分の気持ちや考えを表現できるよう指導する。

話の内容を記憶して前後の関係を比較、類推することが難しい児童生徒の場合、自分で話の内容をまとめながら聞くことや分からないときには聞き返すことなどを指導する。

状況を考えずに自分中心に話をしてしまう児童生徒の場合、周囲の状況に関する適切な情報を得たり、場の雰囲気を読み取ったりできるよう指導する。

自立活動の具体的な指導内容を決める際の留意点は？

○自立活動の指導では、6区分26項目を一人の児童生徒に全て行うではありません。個々の児童生徒に必要な項目を選び、それらを関連付けて指導を行います。その際の留意点は次のとおりです。

○**児童生徒が主体的に取り組む指導内容**を取り入れます。

- ・児童生徒が興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに、自己を肯定的にとらえることができるような指導内容を取り上げます。

○**障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を喚起する指導内容**を取り入れます。

- ・実際の経験などを生かした具体的な学習活動をとおして、児童生徒の意欲を高めます。

○発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって、発達の遅れている側面を補うことができるような指導内容を取り入れます。

- ・発達の進んでいる側面をさらに促進させることによって児童生徒の自信を高め、遅れている側面への意欲付けを行います。

○児童生徒自らが環境を整える指導内容を取り入れます。

- ・活動しやすくなるように児童生徒自らが環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるように指導します。



児童生徒が主体的に取り組むことができる指導内容を取り入れます。

4 個別の指導計画について

個別の指導計画の役割は？

○個別の指導計画は、短期の指導要点のメモ帳です。
次のような役割があります。

要点の整理

○文字で記述することにより、頭で考えている目標や手立てが明確になり、要点を整理することができます。

情報の共有

○教職員や保護者との間で指導に関する情報を共有し、同一步調で指導に当たることができます。

進行の管理

○定期的に指導の評価と改善を行うとともに、進級・進学時には効果的な指導を引き継ぐことで指導の進行を管理することができます。

《うまくいっているところに着目した指導》

通常の学級における指導や通級による指導においては、日常の学習や生活の中から、児童生徒の発達の進んでいる側面をはじめとして、うまくいっているところに着目し、指導の目標や内容・方法を設定することが大切です。

「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編〔H21. 文部科学省〕」では、次のように述べられています。

人間の発達には諸々の側面が有機的に関連し合っていることを踏まえ、発達の進んでいる側面を更に促進させることによって、児童生徒の自信と活動や学習への意欲を喚起し、遅れている側面の伸長や改善に有効に作用することが少ない。

反対に、発達の遅れている側面や改善の必要な障害の状態のみに着目し、これを伸ばしたり、改善したりすることを目指して指導した場合、効果が現れるのに必要以上に時間を要したり、方法によっては、児童生徒の活動や学習への意欲を低下させ、劣等感をもたせたりすることも考えられる。

実態把握や目標を設定する際の 留意点は？

○**通級による指導は、通常の学級の担任が行う指導に併せて行う指導**です。個別の指導計画を作成する際にも、それぞれの役割を明確にして作成することが大切です。

実態把握

○**通級による指導の対象となる児童生徒は、学校生活のほとんどの時間を通常の学級で過ごしていることから、実態把握に当たっては、通常の学級の担任との話合いが不可欠**です。

児童生徒の実態把握は、**日常の教育活動における行動観察**が基本です。授業や朝の会、給食などの具体的な場面をとおして行います。

児童生徒の「できること」「うまくいっているところ」を中心に実態を把握します。

児童生徒のうまくいっているところは、指導の有効な手掛かりになります。通常の学級の担任と通級担当教員で協力し、児童生徒のうまくいっているところの中からうまくいくための条件を見つけます。

○保護者から家庭内で「できること」「うまくいっているところ」を聞き取り、指導に生かすことも考えられます。

○心理検査などの結果も、行動観察を基本とした実態把握における参考資料の一つになります。

○実際の指導では、「実態把握→指導目標の設定→指導の実践→指導の評価・改善→指導目標の設定…」というサイクルを継続して行います。

目標の設定

○児童生徒が通常の学級の中で自信を育てられるようにすることを念頭に置き、うまくいくための条件を生かして、通常の学級の担任と通級担当教員がそれぞれの目標を設定します。

○目標は「～が…できる。」というように、児童生徒の具体的な行動の形で設定します。



**児童生徒のうまくいっているところに
着目した実態把握や目標の設定が
重要です。**

指導に当たっての留意点は？

○通常の学級の担任と協力し、児童生徒が日常の学習や生活においてうまくいっているところの中から指導の素材を取り出し、うまくいくための条件を生かして指導の内容を組み立て、指導の手立てを工夫します。

児童生徒のうまくいっているところに着目し、もっている力を引き出すということを心掛けて指導に取り組むと、児童生徒は自信を高めることができるようになります。



通常の学級の担任との話合いから、互いの指導に生かせる情報の共有をします。

評価・改善に当たっての留意点は？

評 価

○指導の結果、目標が達成されたかどうかを確認します。「～が、…できた。」というように児童生徒の行動の形で表現します。

通常の学級の担任と一緒に児童生徒の変容を確認しながら評価することが有効です。

指導の改善に生かすため、目標が達成された場合も、されなかった場合も「**なぜそうなったのか**」という**要因を考察**しておきます。

改 善

○評価に応じて、必要な指導の改善を図ります。その際には、必ず実態の再確認から始めます。最初の時点と比べると、うまくいっているところだけでなく、つま

ずいているところも変化しています。「うまくいっているところは広がっているか」、「つまずいているところでも状況がよくなっているところはないか」というように、新たな目で子どもの学習面と生活面の全体状況を把握します。

学習面と生活面の全体状況を把握する際にも、通常の学級の担任と一緒にいき、指導の改善を図るようにします。



評価・改善も通常の学級の担任と連携しながら進めます。

通級指導教室経営の実際

- ・ 通級指導教室の1年間は？ ----- 50
- ・ 就学時健康診断から入学後の指導開始までの
手続きは？ ----- 52
- ・ 在籍児童生徒の指導開始と終了手続きは？ ----- 53
- ・ 教室環境で留意することは？ ----- 56



通級指導教室の１年間は？

○学校により異なることもありますが、以下の例のとおりです。

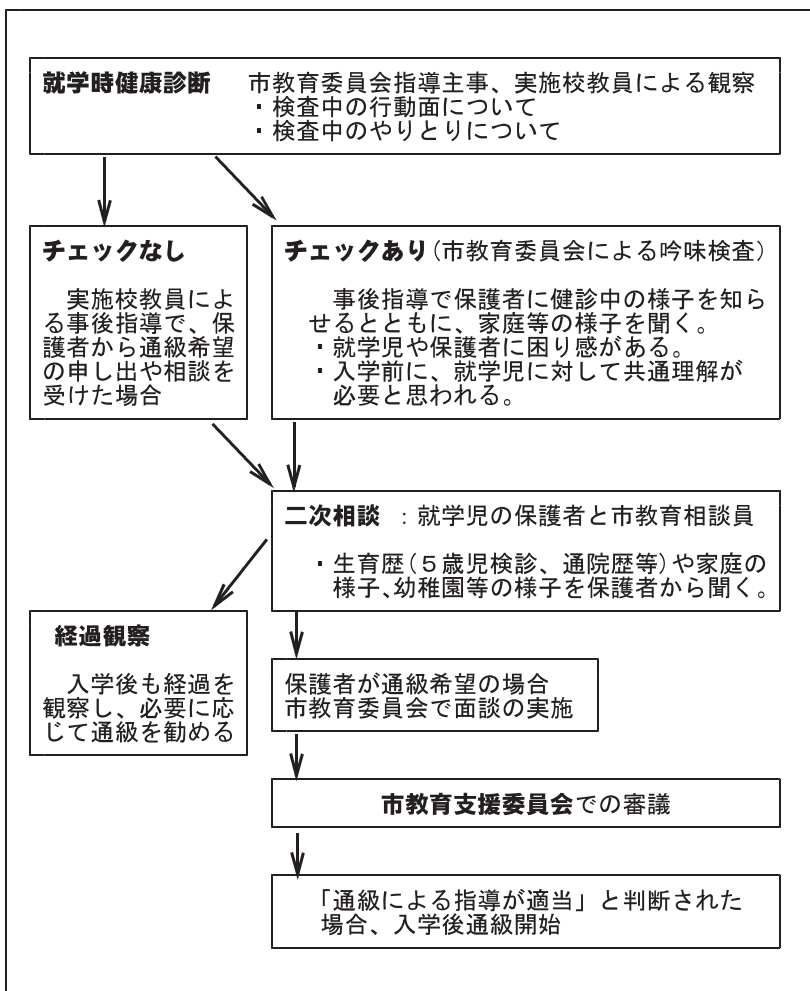
項目・月		4	5	6	7・8	9
学校行事など		・始業式 ・入学式 ・授業参観 ・保護者会 ・身体計測	・家庭訪問 ・新体力テスト ・避難訓練	・修学旅行 ・教育相談 ・職場体験活動(中学校)	・授業参観 ・保護者会 ・終業式 ・高等学校体験学習(中学校)	・始業式 ・運動会
教室事務など		・教育課程の編成 ・通級希望届の提出 ・教室環境の整備 ・時間割作成	・教育課程の提出 ・個別の指導計画の作成 ・在籍学級への訪問	・在籍校への訪問	・保護者への指導報告書作成 ・個別の指導計画の評価・改善 ・在籍校への訪問	・運動会の練習などへの支援 ・在籍学級への訪問
就学事務関係	校内	・通級相談				→
	市町		・相談・見学			→
調査・研修会など		・市町教委、事務所主催の研修会への参加(年度を通して)	・通級による指導実施状況調査			

○通級による指導を受けている児童生徒の保護者を対象とした親の会が設置されている地区もあり、研修会や親子レクリエーションなどが行われています。

10	11	12	1	2	3
・就学時健康診断 ・遠足	・個人懇談 ・避難訓練 ・文化祭（中学校）	・授業参観 ・保護者会 ・終業式	・始業式	・授業参観 ・保護者会 ・一日入学 ・立志式（中学校）	・卒業式 ・修了式
		・保護者への指導報告書作成 ・個別の指導計画の評価・改善		・指導要録への記載事項作成 ・次年度に向けての確認（指導継続または終了）	・保護者への指導報告書作成 ・個別の指導計画の評価・改善
・校内教育支援委員会 ・通級相談					→
・就学児の個別検査 ・相談・見学	・市町教育支援委員会		・就学児早期教育相談	→	→
	・通級児童生徒実績表の作成				

就学時健康診断から入学後の指導開始までの手続きは？

○A市の例を紹介します。



在籍児童生徒の指導開始と終了手続きは？

○通級による指導の開始及び終了の手続きは、通級指導教室が設置されている市町教育委員会によって決められています。

○通級による指導の開始及び終了の際に、以下の文書が作成されます。

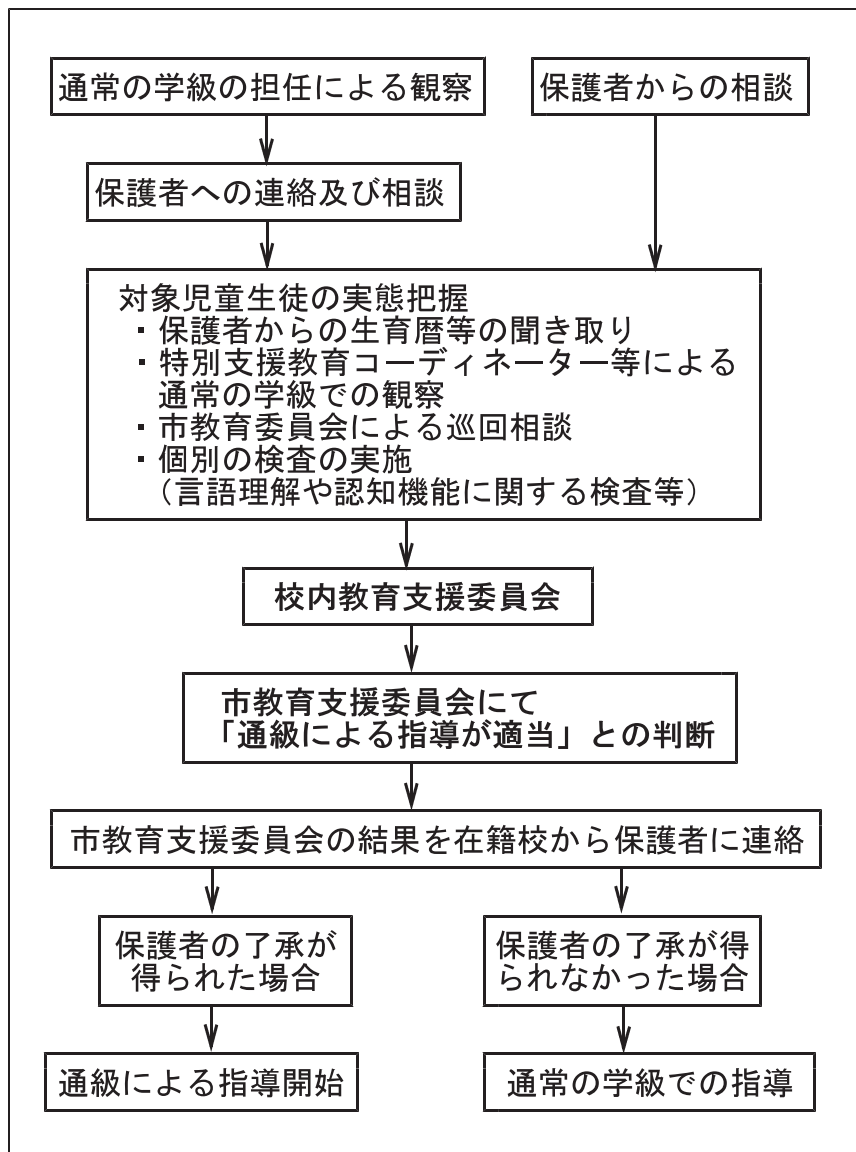
＜例＞通級による指導の開始

作成文書	作成者	送付先
通級指導願 (申請書)	保護者	在籍学校長
通級指導の開始 (開始通知)	市町教育委員会	保護者 在籍学校長 通級指導教室設置学校長

＜例＞通級による指導の終了

作成文書	作成者	送付先
通級指導の終了 (終了通知)	市町教育委員会	保護者 在籍学校長 通級指導教室設置学校長

**<例>通級による指導が必要と思われる児童生徒に
ついての支援の流れ(A市の場合)**



○年度末に、児童生徒の状況を保護者や通常の学級の担任と確認した上で、次年度も指導を継続するか終了するかを在籍校の校内委員会で話し合います。

他校通級の児童生徒については、在籍校の特別支援教育コーディネーターに、次年度の通級による指導の必要性の有無について確認を依頼します。

○通級指導教室設置校では、年度末に通級による指導の様子をまとめ、通級による指導を受けている児童生徒の在籍校に送付します。

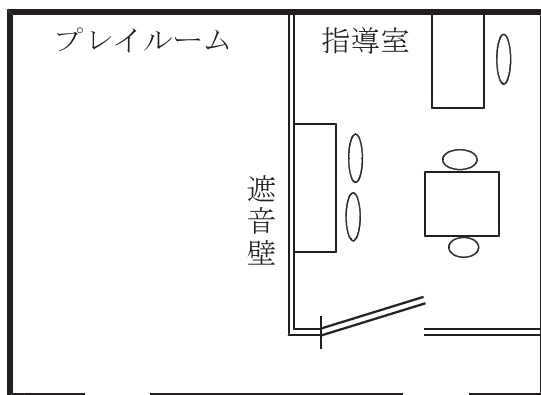


児童生徒の障害の状態が改善された場合には、年度途中でも指導を終了することができます。

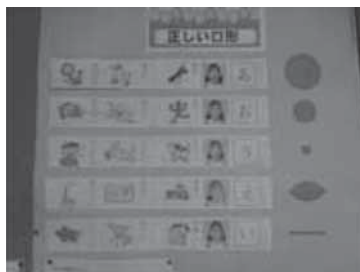
教室環境で留意することは？

言語障害通級指導教室の場合

○指導室は、一対一の指導に応じた広さの部屋が適切です。聞き取りや発音の学習が行われるので、外部音を遮断できる環境が望ましいです。



発音の練習に鏡が必要です。
児童生徒と担当者の顔が一緒に
写る大きさのものがよいでしょう。
録音再生機器も必要です。



壁面の掲示は学習に必要なもののみとし、児童生徒の視界の中に余計な刺激が入らないように、すっきりさせます。



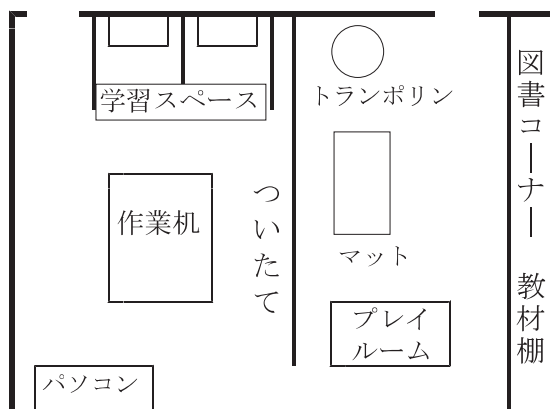
プレイルームでは、運動機能全般を高めたり、ゲームを行いながら発話を促したりする活動を行います。

○保護者に指導状況を説明したり家庭での協力を依頼したりするときは、指導の様子を参観していただきます。

○保護者が同席することで子どもの集中力がそれる場合には、別室で待機していただくこともあります。

自閉症通級指導教室の場合

○児童生徒が学習に集中できる環境を整える必要があります。活動に応じた空間を確保するため、可動式のついたてなどを活用することが考えられます。



＜学習スペース＞

集中できるようについたてを利用したり、前面に掲示物を貼らないようにしたりします。



＜作業机＞

児童生徒と担当者と話し合いながら活動するときにも利用します。



<プレイルーム>

遊びやゲームを通してルールを学習します。児童生徒の気分転換にも利用します。



<図書コーナー>

児童生徒の興味や関心に応じた絵本や図鑑などを用意しておきます。



<教材棚>

片付けがしやすいように、棚の奥に教材の写真を貼っています。



児童生徒の実態に応じた、安全で過ごしやすい教室環境が大切です。

通級による指導の実際

(言語障害のある児童生徒)

- ・主訴が「発音の問題」の場合、実態把握の方法には
どのようなものがあるか？ ----- 62
- ・「聞く力」を育てる指導にはどのようなものがあるか？ ----- 64
- ・「力行・ガ行」の構音指導はどのように進めたらよいか？ ----- 66
- ・「サ行」の構音指導はどのように進めたらよいか？ ----- 70
- ・吃音の指導はどのように進めたらよいか？ ----- 72
- ・語いを増やすための指導にはどのようなものがあるか？ --- 74
- ・文字を読む指導と読んで分かる指導をどのように進めたら
よいか？ ----- 76



主訴が「発音の問題」の場合、実態把握の方法にはどのようなものがあるか？

- 初回面接では主訴に関する実態把握のほか、保護者や通常の学級の担任からの聞き取りも併せて行い、児童生徒の状況を多面的に理解するようにします。
- 「発音の問題」に関しては、次のような実態把握の方法があります。

①構音検査(誤りのある音の特定と程度の把握)を行う。

- ・絵カードの名前を言う
- ・検査者のまねをする(一音ずつ→連続音→短文)
- ・自由に話す様子から構音の状況を観察する 等

②音を聞き分ける力(正音と誤り音)を把握する。

- ・単音の聞き分け(文字の指さし)
- ・違う音は何番目か 「かかた」「かたかか」 等

③誤りのある音について、検査者の口元に注意を向けさせ、まねができるかを確認する。

④音を聞いて覚える力(長さ)を把握する。

- ・無意味音節を聞いて、まねをする。

ば/まが/ばなば/ばなかだ/

- ・数詞を聞いて、まねをする。

5/26/372/5427/39765/

- ・8種類程度の絵を見ながら、聞こえた単語を指さす。

はと/きんぎょ・とけい/ 等

⑤構音器官の状況を確認する。

- ・舌の形態(長さ)や機能(上下左右の動き)
- ・呼気(吐く息)の持続時間や呼気量の調整
- ・不整咬合や構音時に下顎が左右に動く等の癖
- ・CSS機能(嚙む、吸う、飲む)の様子

⑥言語理解に関する検査を行う。

○保護者からの聞き取りには、次のような項目が考えられます。

- ・生育歴 ・病歴 ・相談歴 ・身辺自立の様子
- ・学校生活の様子 ・得意なこと、好きなこと ・長所
- ・ことばへの自己理解(気にしているか)
- ・家族とのかかわりなどの家庭での様子
- ・通級による指導に対する家族の考え 等

「聞く力」を育てる指導にはどのようなものがあるか？

○通級による指導を受けている児童生徒の主訴は、「発音」「話し方」「語い」などさまざまですが、多くの児童生徒はその背景に「**聞く力(聴覚的認知力:音を聞き取る・聞き分ける・聞いて覚える)**」の弱さを抱えている場合があります。

○児童生徒の「聞く力」の実態を正しく把握し、必要に応じて、「聞く力」を育てる指導を行います。

○児童生徒の「つまずいているところ」へのアプローチなので、自信を失ったり飽きたりしないように、

- ・児童生徒が**興味関心をもてる課題を**
- ・**視覚的な課題提示や操作をしながら**
- ・**できるところから少しずつ**

取り組めるようにします。

指導の具体例

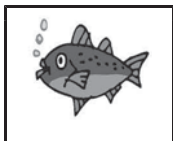
おとは いくつ？（音を聞き取る力）

楽器の音が何回鳴ったか数える。



正しいのは？（音を聞き分ける力）

①通級担当教員のことばを聞いて○×カードを出す。



・さかな ○

・さたな ×（児童生徒の誤り例）

②違う音は何番目が答える。

「か**た**か」「かか**た**」「か**た**かか」「かかか**た**か」 等

ことばと音韻（音と文字を結び付ける力）

ぶどー



ぶど

ぶ・ど・う



・いくつの音でできているかな？ →「3つ」

・どんな音でできているかな？ →「ぶ」「ど」「う」

・「ど」は何番目の音かな？ →「2番目」

「カ行・ガ行」の構音指導はどのように進めたらよいか？

ステップ 1

- 「カ行・ガ行」の音と自分が誤って構音している音の聞き分け練習をします。

ハンドブック p. 65

ステップ 2

- 「カ行・ガ行」の音の構音に必要な口腔機能を高める練習をします。

- ・ガラガラうがいをする。
- ・口を大きく開けて「んー」と言う。
- ・スポイトより舌の奥に1～2滴水を落とし数秒ためてからやや強く息を出す。
(クに近い無声音:k)



- 「カ」「ガ」の誘導法の例を紹介します。

方法① 「ん～が」からの「ガ」の誘導

- ①口を大きく開け、舌の前の部分が下顎(下の歯)についていることを確認する。(指導者と並んで鏡を見ながら)
- ②口を開けたまま「んー」と声を出し、そのまま喉の奥から

強く息を出すことを意識して「んが」と声を出す。その時、前舌と下顎が動かないようにさせる。（出にくい時は上を向かせて行くとよい。）

方法①で「カ」が出始めた場合、ガ行音からカ行音の移行は比較的容易にできるので、ステップ3・4も含めてガ行音の練習を先に行うと効果的です。



方法② 前舌を押さえて「カ」を誘導

①鏡の前に指導者と隣り合わせで座り、「カ」と「タ」の舌の動きの違いを確認する。

カ：舌の前の部分が下顎（下の歯）につく

タ：舌の前の部分が上顎（上の歯の裏側）につく

②舌圧子（アイスなどのスプーンでもよい）で前舌を押さえながら、「タ」または「クッア」と声を出す。

③押さえていることをイメージしながら舌圧子を外して同様に発音する。

方法③ 出ている音の後母音を変えていく

カ行の中でもすでにできている音がある場合は、その音の母音を徐々に変えていくことで音を増やしていく。

例：「ク」ができている ク＋エ → クェ → ケ

ク＋イ → クィ → キ

＜注意＞カ行・ガ行のうち「カコク」「ガゴグ」はできるのに、
「キ・ケ」「ギ・ゲ」ができない子がいる。この場合、舌の動かし方に癖（偏り）がないかどうか、母音のイとエを発するときの舌の動きを確認する必要がある。舌の動かし方に癖が見られる場合は、上記の練習をする前にその癖をとる練習から始めるようにする。

側音化構音：教育課程編成の手引 p. 98

ステップ3

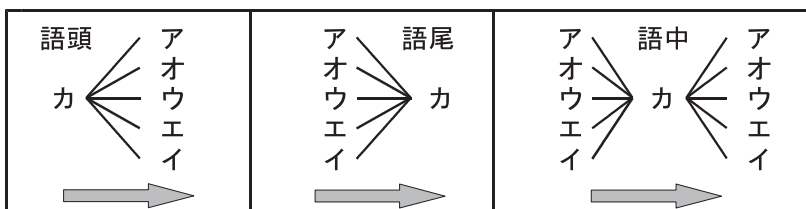
○無意味音節でドリル練習をします。

①単音 カ カ カ カ カ

②連続音

2-1同じ音 カカ カカ カカカ カカカ

2-2母音との組み合わせ



2-3他音との組み合わせ

カ行ガ行では、タ行ダ行との組み合わせ（「カタ」「ダカ」等）が難しいので、上達してから行うようにする。

ステップ4

○単語での練習を易から難の順序で行います。

易 語頭:かに かさ カメラ かまきり かぶとむし



語尾:あか さか めだか まよなか スポーツカー

難 語中:なかま みかん トナカイ たからもの

ステップ5

○「カ行・ガ行」の音が入った単語を集めて作った短文を用意し、読む練習をします。

例:おかあさんが たかい カメラを かった。

ステップ6

○以下の段階を踏まえ、音読の練習をします。

意識付けのため、練習している音に○をつける



○がなくても正しく読めるようにする(無意識化)



日常会話で使えるようになる(無意識化)

「サ行」の構音指導はどのように進めたら よいか？

ステップ1

○「サ行」の音と自分が誤って構音している音の聞き分け練習をします。

ハンドブック p. 65

ステップ2

○「サ行」の音の構音に必要な口腔機能を高める練習をします。

- ・舌の力を抜いて平らに保つ。
- ・ソフトブローイング(呼気の持続)を10秒程度できる。
- ・ストローを前歯と舌先で支えて息が出せる。(「スの構え」)



○「ス」の誘導法の例を紹介します。

方法② ストローを挟んで呼気(吐く息)を持続させる

- ①「ス」の口の構えで、コップに水を入れて吹いたり鏡を息で曇らせたりするなどの遊びをしながら、安定的に息(音)が出るようにする。

②呼気を持続させながらストローを抜いたままの口の形
母音「ウ」をつける。

③息+「ウ」の間隔を短くしていく。

「ス」ができるようになったら、後母音を変えて「サ・セ・ソ」を誘導するのが一般的です。

スアー スァー サー / スエー スェー セー
スオー スォー ソー



ステップ3～6

「力行・ガ行」の指導に準じます。

ハンドブック p. 68

<通常の学級の担任や保護者をお願いしたいこと>

音読で正しく発音できるようになっても、会話で正しく発音できないこともあります。音読は文字を確認しながら発音することができますが、会話は内容を考えることに重きを置くため、発音に対する意識は低下してしまいます。

そこで、正しく発音ができているときには、「(苦手な音だったのに)今、上手に言えていたね」と認め、子どもに自信が育つよう励ましの言葉を掛けてください。

吃音の指導はどのように進めたらよいか？

○「吃音を治す」ことよりも、「吃音とどう向きあっていくか」を児童生徒とともに考えることが大切です。

通級担当教員は、保護者や通常の学級の担任等が**吃音についての正しい理解**を得られるように説明します。家庭や学校で、児童生徒が吃音のことでつらい経験をしないような配慮を依頼します。

○通級担当教員は、児童生徒が自分の思いを安心して話すことができるような関係づくりを行います。

個別指導をとおして、児童生徒が**自分のよさに気付く**ようにしたり**自信がもてる**ようにしたりすることで、自己肯定感が高められるようにします。

○吃音があると、話しにくかったり、音読を苦手と感じたりすることがあります。しかし、どもることは決して

恥ずかしいことではなく、緊張したり慌てたりしているときには誰でもどもることがあることを伝え、児童生徒の吃音に対する不安や恐れを軽減できるようにします。

指導の具体例

本人が改善したいと考えている場合

文章を文節に区切ったり、ゆっくり読んだりする指導を段階的に行う。話し言葉の場合は、「えー」などの連係語等を使って語頭の音がどもらずに言えるような指導を段階的に行う。

本人が音読や話し方の練習に抵抗がある場合

遊びや話し合いなどを通して、何でも話せる関係づくりをする。学校生活や家庭等で困ったことや、悩みはないかなどを話し合いながら、通常の学級の担任や保護者と連絡を取り合い、楽しく生活や学習ができるよう支援する。

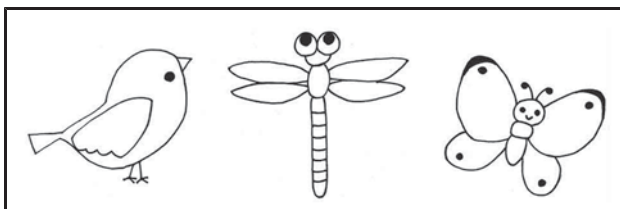
語いを増やすための指導にはどのようなものがあるか？

○教材作成や指導の際には、児童生徒にとって**身近で具体的であるもの**を題材にしたり**視覚的手掛かり**を有効に活用したりして、児童生徒が主体的に活動できるように工夫します。

○「とんぼ」「ちょうちょ」というような名前を覚えるだけでなく、「虫」という概念(まとめる言葉、特徴や様子を表す言葉等)を育てられるような指導が有効です。

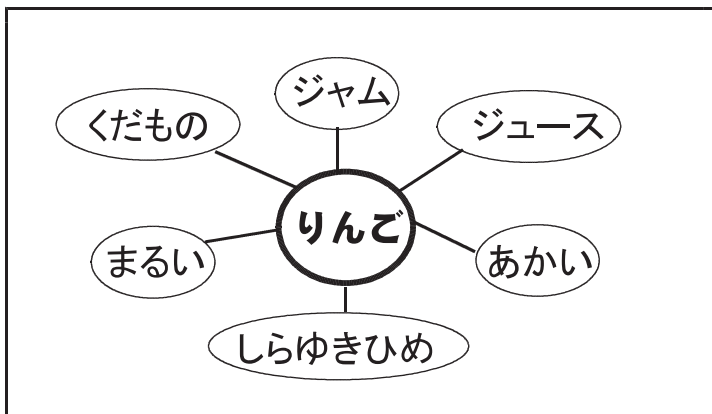
指導の具体例

仲間づくり（仲間外れさがし）



絵を見て名前を言うだけでなく、仲間となる理由(概念)を話したり違うものを指摘したりする。

ことばのマップづくり



「りんご」から連想されることばを見童生徒と話し合いながら記入する。

言葉遊び

- ・なぞなぞ
- ・スリーヒントクイズ
- ・連想ゲーム

絵カードの活用



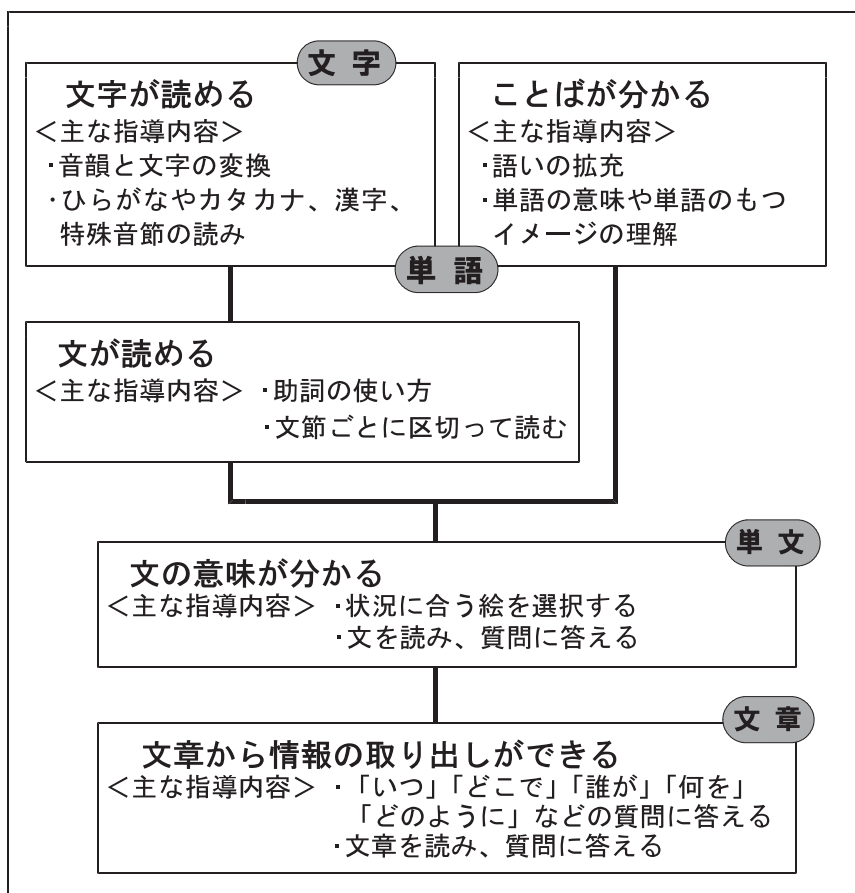
絵カードを使って、

- ・指示されたカードを取る
- ・同じ動きをする
- ・絵に合う内容を話す

などの活動ができる。

文字を読む指導と読んで分かる指導を どのように進めたらよいか？

○文字が「読める」から文章を「読んで理解する」への指導の流れは次のとおりです。



○左図のどの段階までできているかを把握し、児童生徒に必要な指導を考えます。

○児童生徒のうまくいっているところを生かして、教材教具の作成をします。

指導の具体例

児童生徒の実態に応じた指導例

文字

・文字チップでことばづくり



単語

・単語カードと絵カードのマッチング



短文

・似ている状況の絵カードから説明に合うものを選ぶ。

(例) 男の子が机の上に
箱を置く。



文章

・2～4文で構成された文章を読み、質問に答える。

通級による指導の実際

(自閉症等のある児童生徒)

- ・話を聞く態度を育てるためには、どのような指導があるか？
(小学校1年生) ----- 80
- ・自分の気持ちを相手に伝える力を育てる指導とは？
(小学校2年生) ----- 82
- ・自分に適した方法でかけ算九九の習得を目指し、自己肯定感を高める指導とは？(小学校4年生) ----- 84
- ・見通しをもって運動会に参加できるようになるための指導とは？
(中学校1年生) ----- 86
- ・自分が得意な活動をとおして、自分に自信をもつことができるようになる指導とは？(中学校2年生) ----- 88
- ・自分の気持ちを相手に伝える力を育てる指導とは？
(中学校2年生) ----- 90



話を聞く態度を育てるためには、どのような指導があるか？（小学校1年生）

通常の学級での様子 ◎：うまくいっているところ

◎口答による指示を理解して行動できる。

◎音読が上手である。

・衝動性があり、相手の

話の途中で話し出してしまう。

通常の学級の担任と話し合いながら、実態把握や目標決定をします。



指導目標の決定＜自立活動との関連＞

・相手の話を最後まで聞いてから、話すことができる。

＜6コミュニケーション(2)言語の受容と表出＞

＜2心理的な安定(2)状況の理解と変化への対応＞

通級による指導では

・自由会話や質問コーナーの設定

児童が在籍学級での出来事やそのときに思っていることなどを通級担当教員に話す。話を聞くときの約束を児童と相談して決める。

約束 先生が話しているときは、終わるまで待つ。

- ・約束を書いた紙を児童が見えるところに置く。
- ・約束が守れたときは褒める。

・なぜなぜ、スリーヒントクイズ

約束 途中で答えが分かっても黙っていて、先生が「正解は？」と言ってから答える。

児童のうまくいっているところ（「指示を理解して行動できる」「音読が上手→文字が読める」）に着目して指導の手立てを考えました。

易しい課題から始めて成功体験を増やし、児童が自信をもてるようにしました。



通級による指導の取組を通常の学級で生かす

- ・通級による指導での取組を在籍学級の担任からも褒めてもらう。
- ・「話を聞くときの約束」を在籍学級でも掲示してもらい、学級全体の児童に対しても活用してもらう。
- ・途中で口を挟まずに最後まで話を聞くことができた場合には、意図的に他の児童も褒め、本児のみ特別視されないように配慮してもらう。

自分の気持ちを相手に伝える力を育てる 指導とは？（小学校2年生）

通常の学級での様子 ◎：うまくいっているところ

- ◎落ち着いていれば善悪の判断ができる。
- ◎学習内容は理解できる。特に、目で見えて覚えることが得意である。
- ◎褒められたいという気持ちが強い。
 - ・友達とのトラブルではきつい口調で話してしまい、自分から「ごめんね」を言うのが難しい。

指導目標の決定＜自立活動との関連＞

- ・自分の気持ちを先生や友達に話すことができる。
- ＜2心理的な安定(2)状況の理解と変化への対応＞
- ＜3人間関係の形成(3)自己の理解と行動の調整＞

通級による指導では

- ・児童が在籍学級で経験した出来事や日常生活で課題となりそうな場面を設定する。児童は通級担当教員と

状況を確認し、望ましい対応を話し合う。

通級担当教員は、話合いで確認した内容を紙に書いて整理し、児童が振り返れるようにする。

「友だちに後ろからおされた」と思っておこったとき

- ・ なんて言ったのかな？
- ・ 友だちはどんな気もちかな？
- ・ どうすればよかったのかな？

児童はぬいぐるみを友達や先生に見立て、望ましい対応の仕方を練習する。うまくできた場合には、在籍学級の担任や保護者からも褒めてもらえるように伝える。



かくにんしないで
きゅうにおこっちゃって
ごめんね。



通級による指導の取組を通常の学級で生かす

- ・ 児童との話合いで作成した紙を在籍学級の担任に渡して指導内容を伝え、今後の指導の参考にしてもらう。
- ・ 本児がこれまでに比べ、少しでもうまく対応できたときには褒めてもらう。

自分に適した方法でかけ算九九の習得を目指し、 自己肯定感を高める指導とは？（小学校4年生）

通常の学級での様子 ◎：うまくいっているところ

- ◎視覚的な手掛かりがあると分かりやすい。
- ◎手先が器用で、パソコンの操作が得意である。
 - ・算数の計算、特に九九を唱えるのが苦手である。
 - ・自分に自信がなく、落ち込むことがある。

指導目標の決定＜自立活動との関連＞

- ・自分に適した方法でかけ算九九の習得ができる。
- ＜4環境の把握(2)感覚や認知の特性への対応＞
- ＜2心理的な安定(3)障害による学習上又は生活上の
困難を改善・克服する意欲＞

通級による指導では

- ・本児と相談しながら、使いやすいかけ算九九ヒントカードを作成する。

例

$5 \times 1 = 5$
$5 \times 2 = 10$
$5 \times 3 = 15$
$5 \times 4 = 20$

	1	2	3	4
1	1	2	3	4
2	2	4	6	8
3	3	6	9	12
4	4	8	12	16

2	4	2	2	6	3	2	8	4
2	16	8	2	18	9	3	9	3
3	21	7	3	24	8	3	27	9

・本児の興味関心に応じた教材教具を準備する。

例 トランプで九九ゲーム

- ・1～9までの4種類、36枚を用意する。
- ・「かけられる数」を決めておき、「かける数」をトランプで選び、答えの大きい方が勝ち。



本児のうまくいっているところを活用して、パソコンソフトを利用することも考えられます。

通級による指導の取組を通常の学級で生かす

- ・算数の授業で本時のねらいが達成できるように九九ヒントカードを活用し、本児の苦手意識の軽減を図る。家庭学習でも利用するように声を掛ける。
- ・授業で九九ヒントカードを使用する場合、本児以外の児童も必要に応じて使用するなど、学級全体でそれを自然に受け入れる雰囲気づくりをする。

見通しをもって運動会に参加できるように なるための指導とは？（中学校１年生）

通常の学級での様子 ◎：うまくいっているところ

- ◎責任感がある。
- ◎教員の言葉掛けなどがあれば、清掃や係活動に意欲をもって取り組むことができる。
- ・休み時間に読書をしていて、教室移動や係の仕事に遅れてしまうことがある。
- ・文字を書くことが苦手である。

指導目標の決定＜自立活動との関連＞

- ・運動会の予定表を見て、自分から行動できる。
- ＜2心理的な安定(2)状況の理解と変化への対応＞
- ＜4環境の把握(2)感覚や認知の特性への対応＞

通級による指導では

- ・運動会の当日、本生徒が見通しをもって行動できるように、本生徒と相談しながら次の準備を進める。

- ① 中学校で初めての運動会なので、写真やビデオで昨年度の様子を確認する。
- ② 当日の動きを書き込めるようにプログラムを修正し、目安の時刻や「何をするか」等を記入する。
- ③ 記入が終了したら、当日の本生徒の動きを時間の経過に従って確認する。
- ④ 同じ係の生徒に、出番を忘れていたら声を掛けてもらうように依頼する練習をする。

〇〇君、ぼくが出番を忘れて座っていたら、教えてね。



通級による指導の取組を通常の学級で生かす

- ・在籍学級の担任から係活動担当教員へ本生徒の予定表を配付し、当日の確認を依頼する。自分から行動している場合は、本生徒に応じた褒め方をしてもらう。
- ・係活動担当教員から同じ係の生徒に、本生徒へのさりげない支援を依頼する。
- ・各教科等の授業や部活動等でも、本生徒が見通しをもって取り組めるように、関係教員と連絡を取り合う。

**自分が得意な活動をとおして、自分に自信をもつことができるようになる指導とは？
(中学校2年生)**

通常の学級での様子 ◎:うまくいっているところ

- ◎手先は器用で、美術や技術の授業が好きである。
- ◎集中して作業に取り組むことができる。
- ・教室ではあまり話さず、一人で過ごすことが多い。
- ・自分から進んで行動することが少ない。

指導目標の決定<自立活動との関連>

- ・自分が得意な活動をとおして、自分に自信をもつことができる。

<2心理的な安定(1)情緒の安定>

<3人間関係の形成(3)自己の理解と行動の調整>

通級による指導では

- ・本生徒が得意とする創作活動を取り入れ、完成時に達成感を味わえるようにする。

- ①通級による指導の時間に実施可能な創作活動を複数提示し、選択できるようにする。
- ②創作活動中に本生徒の好きな話題を取り入れることで居心地のよい環境づくりを心掛け、心理的な安定を図る。
- ③ビーズ細工を家族にプレゼントして感謝されたのを機に、本生徒から「先生にもプレゼントしたい」と申し出があり、作品に「～で、ありがとうございます。」というメッセージを添えて配付する。



手順を視覚的に示したり意欲向上につながる言葉掛けをしたりして、活動が円滑に進むように配慮しました。

通級による指導の取組を通常の学級で生かす

- ・在籍学級の担任には、学級内における本生徒の居場所づくりや本生徒のよさを認めてもらう場面の設定を依頼する。
- ・美術と技術の教科担任には、授業での活躍の場を意図的に設定してもらえよう働きかける。

自分の気持ちを相手に伝える力を育てる 指導とは？（中学校2年生）

通常の学級での様子 ◎:うまくいっているところ

- ◎ 普段はあまり話さないが、ゲームの話はよくする。
- ◎ パソコンの操作が得意でローマ字入力ができる。
 - ・板書を視写することに時間がかかる。

指導目標の決定＜自立活動との関連＞

- ・文章で自分の思いや気持ちを伝えることができる。

＜6コミュニケーション(5)状況に応じたコミュニケーション＞

＜2心理的な安定(3)障害による学習上又は生活上の

困難を改善・克服する意欲＞

通級による指導では

- ・文章を書く手順を細分化して示し、一緒に文章を完成させる。

- ①通級担当教員が「いつ」「どこで」「だれが」「何をした」「どう思ったか」などを質問し、本生徒の経験を共有する。
- ②話の内容を付箋紙に記入する。それらを並べ替えたり新たな情報や考えなどを追加したりして、文章構成のメモを作る。
- ③本生徒の得意なパソコンの文章作成ソフトを使って文章を書く。



最初のうちは「作文が書けた」という事実に対して賞賛をし、「自分にもできそうだ」という気持ちを育みます。

通級による指導の取組を通常の学級で生かす

- ・作成した文章は在籍学級の担任や国語科担任にも配付し、本生徒に応じた褒め方を依頼する。
- ・通級による指導で実施したことを参考に、国語科担任とともに「作文を書くときのヒント」を作成し、国語科の授業でも活用してもらう。

通常の学級の担任や教科担任、 保護者等との連携

・1年を通じて通常の学級の担任との連携には、どのようなものがあるか？	----- 94
・自校の通常の学級の担任や教科担任と行う連携の具体例は？	----- 96
・他校から通級している児童生徒の担任と行う連携の具体例は？	----- 98
・通常の学級の担任からよくある質問は？	----- 100
・通常の学級で、通級による指導を生かすための具体例は？	--- 102
・保護者との連携の具体例は？	----- 104



1年を通じて通常の学級の担任との連携には、どのようなものがあるか？

○通級による指導を進める際に、通常の学級の担任と連携を進める場面の例をまとめました。

月	自校通級	他校通級
4	・通級開始当初面談 (p. 96) ・教室訪問(随時) (p. 96) ・担任連絡会 (p. 96)	・希望児童生徒の受入れ ・学校訪問（授業参観・支援会議） (p. 98)
	・連絡ノート(随時) (p. 97)	
5	・行事等における具体的支援の検討 (p. 102)	
	・個別の指導計画の作成 (p. 42)	
6		・学校訪問
7	・指導報告書の作成及び保護者への配付依頼 ・個別の指導計画の評価・改善 (p. 46)	
8・9	・行事等における具体的支援の検討	・学校訪問

月	自校通級	他校通級
10	・行事等における具体的支援の検討	
11	・個人懇談への同席又は個別懇談 (p. 105)	・学校訪問
12	・指導報告書の作成及び保護者への配付依頼 ・個別の指導計画の評価・改善	
1	・次年度、通級による指導を開始する保護者との面談	
2	・通級による指導の継続・終了の相談	
3		・個別懇談
	・通級承諾願の配付 ・個別の指導計画の評価・改善 ・指導報告書の作成及び保護者への配付依頼	

○表中に (p. ○○) の表示がある項目は、本ハンドブックの該当するページに具体的な説明があります。併せて確認してください。

自校の通常の学級の担任や教科担任と 行う連携の具体例は？

通級開始当初面談

通常の学級の担任と通級担当教員で児童生徒のうまくいっているところなどの**実態把握**をし、今後の指導の方向性を確認します。保護者も加わって三者で行うことも考えられます。

教室訪問

通常の学級を訪問して、授業中における児童生徒の様子を観察し、児童生徒の自信を育てるための指導について**情報交換**をします。

担任連絡会

通常の学級の担任や教科担任を対象に、通級による指導の意義や実際の指導等を説明し、児童生徒の学校生活における**指導の配慮点を共有**します。

連絡ノート

指導時間ごとに活動内容等を記入できるものを作成します。担任と保護者が**指導内容を確認し、それぞれの指導に役立てる**ようにします。担任や保護者が指導に対する感想や質問等を自由に記入できる欄を設けておくと、情報交換がしやすくなります。

日常的な情報交換

休み時間や放課後を利用して、児童生徒の通常の学級での様子や通級による指導の様子を通常の学級の担任等と情報交換します。

それらを基に、児童生徒が通常の学級でうまくいっているところを通級による指導に生かしたり、通級による指導の成果を通常の学級でも取り入れてもらえたりすることができます。



通級担当教員から通常の学級の担任や教科担任へ、積極的に声を掛けましょう。

他校から通級している児童生徒の担任 と行う連携の具体例は？

学校訪問

学校訪問には、在籍学級での**授業参観と支援会議**の二つがあります。

授業参観から児童生徒の実態把握をし、支援会議を行います。通常の学級の担任だけでなく在籍校の**特別支援教育コーディネーターに同席を依頼**することが考えられます。児童生徒に対する情報共有ができ、校内での支援体制の充実につなげることができます。

在籍校と連絡を取り合いながら授業参観や支援会議の期日を年間指導計画に位置付けることで、連携を円滑に進めることができます。

必要に応じて、通常の学級の担任が通級による指導を参観し、指導の参考にすることも可能です。

互いの学校を訪問する場合には、各校の教頭（副校長）が窓口となって連絡を取り合った後、通常の学級の担任と通級担当教員が詳しい内容のやりとりをします。

日常的な情報交換

自校通級に比べて、担任と頻繁に連絡を取ることは難しくなります。**保護者をとおして連絡ノート**を回覧し、**情報共有**が図れるようにします。通級による指導で効果があった指導について取り急ぎ連絡をとりたい場合は、電話を活用して情報を共有します。



連絡ノートのほかに電話を活用し、時機をとらえた情報共有も大切です。

通常の学級の担任からよくある質問は？

他の児童には、通級による指導をどのように伝えたらよいですか？

<話し方の例>（言語障害通級指導教室の場合）

「かけっこ、逆上がり、自転車乗り、音読、作文など、得意な人も苦手な人もいます。誰にでも得意なことと苦手なことがあります。かけっこが今よりもっと速くなれる教室や必ず逆上がりができるようになる教室があったらやってみたいと思う人もいるでしょう。

（※）ことばの教室は、話したり発表したり音読したりすることが今よりもっとうまくなりたいと思う人が練習するところです。

〇〇さんは家の人と相談して練習を始めることにしたそうです。〇〇さん、頑張ってくださいね。」
と、さらりと紹介することで、子ども達は程よい関心と応援の気持ちをもって接してくれるようです。

通級する時に、「いってきます」「いってらっしゃい」、帰ってきた時は「ただいま」「おかえりなさい」などとあいさつを交している子ども達もあり、互いに自然に受けとめることができるのも子ども達のすばらしいところです。

自閉症通級指導教室の場合は、（※）を次のように変更することができます。

〇〇教室は、遊ぶ時のルールを覚えたり気持ちを落ち着かせたりする練習ができる教室です。

通級による指導で通常の学級の授業が受けられないので、学習に遅れてしまわないか心配です。

通級による指導を受けている児童生徒を初めて担任したり、保護者からの相談で通級が開始されたりする場合に多い質問です。

この場合、通級の目的(必要性)や指導内容を丁寧に説明し十分に理解してもらう必要があります。その子の発達の段階において、「この時期に何を優先することが適切か」について話し合い、通級指導教室で指導している「自立活動」の内容について理解を得ることが大切です。

通級による指導で受けられなかった授業の補充は、状況に応じて次時の中で行うなどの工夫が必要です。

学習活動にゲームや遊びが取り入れられているのはなぜですか？

「パズル」や「迷路」が視知覚や集中力、手指の運動機能を育てるように、全ての「遊び」に子どもの何らかの能力を伸ばす要素があります。それを分析し、その子にとって必要な活動を指導の中に組み込むことで、子どもは楽しみながら能力を伸ばすことができます。また、静と動、楽しい時間と頑張る時間というように授業にメリハリがつきます。

学習活動の意図を明確に説明することが大切です。



児童生徒が自信をもって通級による指導を受けられるように配慮します。

通常の学級で、通級による指導を生かすための具体例は？

学校行事への支援

運動会や修学旅行等の**学校行事での具体的な支援**について**情報交換**を行い、指導目標を通常の学級の担任と相談して設定します。通級による指導では、児童生徒のうまくいっているところに着目して行事の見通しなどを指導し、行事の当日に、自信をもって参加できるように支援します。

具体的事例 p. 86

教材や指導内容等の情報提供

情報提供には、例として次のものが考えられます。

- ・連絡ノートや学習したプリントをファイルにとじ、担任に毎回確認してもらうとともに、児童生徒の取組を認める言葉掛けを依頼する。
- ・指導で効果のあった教材を説明し、通常の学級の指導に生かしてもらうようにする。

- ・授業中の課題や宿題の量及び内容を調整し、終了後に児童生徒が達成感を得られるような工夫を通常の学級の担任と一緒に考える。

通常の学級でのチーム・ティーチングによる支援

通級による指導を受けている児童生徒が在籍している学級に空き時間を利用してT2として授業に参加し、児童生徒の障害の状態に応じた授業支援を行います。

小学校1年生の給食指導の際に準備や片付けの補助に入り、学級全体の児童に対してそれらが円滑にできるような支援を行います。



通常の学級の中で、児童生徒が本来もっている力を最大限に発揮できるように支援します。

保護者との連携の具体例は？

連絡ノート等の活用

連絡ノートや指導ファイル等をとおして指導したことを家庭でも参考にしてもらったり、頑張っている様子を保護者に褒めてもらったりするようにします。そうすることで、児童生徒は自信をもって生活でき、保護者も気持ちにゆとりをもって子どもに向き合うことができるようになります。

保護者の送迎のときに

保護者の送迎がある場合は、指導終了後に指導の様子を伝える時間を設け、保護者からも児童生徒の取組を褒めてもらえるように依頼します。

指導報告書

学期末に通知表と一緒に、通級による指導の様子を文書で保護者に伝える教室もあります。その際には、指導の成果を中心に記述します。

個人懇談

通常の学級の日程に合わせて通級による指導の個人懇談を行うと、保護者の負担が軽減できます。懇談の持ち方は、通常の学級の担任と三者で行う、保護者と通級担当教員の二者で行うなどが考えられます。通常の学級の担任をとおして保護者の希望を把握し、日程を調整します。

保護者会の開催

通級による指導を受けている児童生徒の保護者を対象に、保護者会を設けている教室や地域があります。研修会を実施したり茶話会で保護者間の交流を深めたりするほか、家族で参加するレクリエーション行事などがあります。



さまざまな機会をとらえて保護者の思いに寄り添い、児童生徒の成長とともに喜び、見守ろうとする姿勢が大切です。

参考文献

- ・文部科学省 特別支援学校学習指導要領解説総則等編（幼稚部・小学部・中学部） 2009
- ・文部科学省 特別支援学校学習指導要領解説自立活動編 2009
- ・栃木県教育委員会 特別支援学級及び通級による指導 教育課程編成の手引 2010
- ・文部科学省編著 通級による指導の手引 2012
- ・文部科学省 教育支援資料 2014

（インターネットで得られる情報について）

- ・「ネットで学ぶ発音教室」国立特別支援教育研究所
<http://forum.nise.go.jp/kotoba/htdocs/>
- ・栃木県教育委員会特別支援教育室
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/05/education/gakkoukyouiku/tokubetsu/tokubetsu-shien01.html>



初めて通級による指導を担当する先生のためのハンドブック

発行 平成27年3月

栃木県総合教育センター教育相談部

〒320-0002 栃木県宇都宮市瓦谷町1070

TEL 028-665-7210 FAX 028-665-7212

URL <http://www.tochigi-edu.ed.jp/center/>